

海洋深層水の利用高度化に向けた発電利用実証事業  
企画提案募集要項

1 事業名

海洋深層水の利用高度化に向けた発電利用実証事業

2 事業概要

(1) 趣旨

沖縄県は、島しょ地域であるため化石燃料への依存割合が非常に高いことから、化石燃料の代替エネルギーとして、それぞれの離島の地域特性に即した風力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいる。

特に、再生可能エネルギーのうち、沖縄県内で実現可能性が高いとされている海洋深層水及び表層水を利用する発電（以下「海洋温度差発電」という。）の方法について、沖縄県では平成24年度から平成26年度まで久米島町にある沖縄県海洋深層水研究所（以下「研究所」という。）において実証事業を実施してきたところであるが、平成27年度以降においてもこれまでの成果を踏まえた実証試験を実施することとしたので企画提案を募集する。

研究所が取水する海洋深層水は周辺の民間企業に分水され、養殖並びに化粧品、食料品及び飲料水の製造など地域の産業振興に寄与しており、本件事業は、海洋深層水の複合的利用の一環として実施するものである。

(2) 企画提案の内容

別添仕様書の「2 企画提案に盛り込む委託業務の具体的内容」の項目ごとに、その具体的な計画（具体的な数値目標の設定を含む。）、実施方法等を企画提案すること。

(3) 事業期間（予定）

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

※ 平成28年度の事業の実施については、予算成立が前提となる。

(4) 実施場所

研究所内（沖縄県久米島町）

(5) 実施方法

法人その他の団体に委託して実施する。

(6) 事業費

平成27年度は、12,016,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※ 当該上限額は、企画提案のため提示した金額であり、契約金額ではない。また、沖縄振興特別推進交付金の交付金額に応じて減額されることがある。

3 受託候補者

沖縄県商工労働部産業政策課内に設置する委託事業者選定委員会（以下「委員会」と

いう。)において、提案内容を審査し、受託候補者を1者選定する。

#### 4 応募資格

本件事業に応募することができるものは、次に掲げる要件をすべて満たす法人その他の団体（共同事業体を含む。）とする。

- (1) これまで国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行した実績を有すること。
- (2) 本件事業の実施に必要な組織、人員等を有すること。
- (3) 海洋温度差発電に関する研究機関又は研究者（可能な限り環境エネルギーに関する沖縄県内の研究機関又は研究者を含めるものとする。）と共同して本件事業を実施することができること。
- (4) 本件事業を共同事業体として実施しようとする場合にあっては、各構成員が本件事業の企画と実施に十分な能力を有し、かつ、各構成員間の責任及び役割が明確になっていること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過しないもの

イ 前記ア若しくは地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者が代表者であるもの又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用するもの

#### 5 応募方法

次に掲げる書類8部を直接持参又は郵送により、平成27年3月20日（金曜日）17時までに10に掲げる提出先に提出すること。（必着）

- (1) 申請書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 誓約書（様式3）
- (4) 4(1)の実績を証明する書類
- (5) 海洋温度差発電実証試験設備の運用及び保守の方法を記載する書類（任意の様式）
- (6) 積算書（任意の様式）
- (7) 事業計画（任意の様式）

#### 6 契約までのスケジュール

平成27年3月6日 募集開始

3月20日 募集締め切り

3月25日（予定） 委員会（応募者によるプレゼンテーション）

3月26日（予定） 受託候補者の決定

4月1日 契約の締結

※ 受託候補者の決定は、沖縄振興特別推進交付金の交付決定が前提となる。

## 7 受託候補者の選定

### (1) 審査の方法

ア 委員会において提案内容を審査し、受託候補者となるべき順位を決定する。

イ 委員会は、非公開とし、審査経過等、審査に関する問い合わせには、応じないものとする。

ウ 委員会における審査の結果、受託候補者となるべき順位が第1位のものを受託候補者とする。ただし、第1位のものが辞退した場合又は委託に関する沖縄県との協議が整わない場合は、受託候補者となるべき順位に従い、受託候補者を決定する。

### (2) 審査基準

企画提案した内容が次のいずれにも適合していること。

ア 本件事業の趣旨、内容に沿ったものであること。

イ 本件事業を確実に実施できる能力及び体制を有していること。

ウ 提案内容について、これまでの成果が踏まえられているとともに、提案の根拠が明確であり、安全かつ確実に実施できるものであること。

エ 適切な運用及び保守の体制が整っており、県の海洋温度差発電に関する取組みへの支援が可能であること。

オ 妥当な積算となっていること。

### (3) 結果の通知

審査の結果は、文書で通知する。

## 8 委託契約の締結

(1) この公募は平成27年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、同予算の成立後に効力を生じる事業である。そのため、沖縄県議会2月定例会において平成27年度当初予算が否決された場合には契約を締結しない。

(2) 沖縄県は、7(1)ウにより受託候補者として決定されたものと事業内容及び契約金額に関する協議を経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結する。

(3) 契約金額は、予定価格の範囲内において決定する。なお、本件事業終了後の実績報告に基づき、金額を確定することとなる。

(4) 受託者は、契約の締結に際し、契約金額の100分の10以上に相当する額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 参照条文

○沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）

**第101条** 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

## 9 その他留意事項

- (1) 応募から契約の締結までにかかる諸費用は、応募者の負担とする。また、提出された書類は、返却しない。
- (2) 今回の募集は、提案内容を総合的に評価し、受託候補者を決定するものであり、提案内容がすべて実施されること及び契約の締結を保証するものではない。
- (3) 本件事業の実施に当たっては、沖縄県と協議するものとする。
- (4) 本件事業の実施期間は、2年間で予定しているが、次年度以降は、事業の進捗、成果、実績等を勘案し、契約することとなる。また、沖縄振興特別推進交付金の内容及び交付の有無により、本件事業の内容が変更されることがある。

## 10 問い合わせ先及び企画提案書等の提出先

住 所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県商工労働部産業政策課（担当：仲松）  
電 話：098-866-2330  
FAX：098-866-2440  
E-mail：aa055204@pref.okinawa.lg.jp

## 11 添付資料

- (1) 様式1から様式3まで
- (2) 仕様書
- (3) 研究所位置図・構内配置図・設備平面図・設備外観図